



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

東京都港区赤坂三丁目 11 番 3 号
ケンコーコム株式会社
代表取締役社長 後藤玄利
(コード番号: 3325 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 樋口 宣人
電話番号 03 (3584) 4156 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること、優秀な人材を継続的に確保することを目的として、当社取締役、監査役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を上限とする。

ただし、当社が新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）以降、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併を行い新株予約権が継承される場合、または会社分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整をすることができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

200 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株）を上限とする。

なお、上記（2）により各新株予約権の目的たる株式数が調整される場合には、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の1個当たりの払込みをすべき金額は、1株あたりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所マザーズ市場における当社株式普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）」による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使により新株式を発行する場合を除く）または、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成27年12月31日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権行使の条件

①新株予約権の割当を受けた当社の取締役、監査役及び従業員は、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りでない。

②その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

②対象者が権利行使する前に、前号に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成18年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、「株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上